

戦後80年関連施策の実施状況

令和7年8月 社会・援護局（援護）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

厚生労働省における戦後80年関連施策の実施状況について

戦後80年を迎え、先の大戦を体験された方が少なくなる中で、改めて戦没者とその遺族の方に対する弔慰の意を示しつつ、世代を超えて広く国民が戦争の記憶を共有・継承し、現在そして未来に生かすための新たな施策を推進している。

1. 戦没者遺族への弔慰の意の表明

特別弔慰金の支給の継続

- 先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の遺族に対し、戦後80年という特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表すべく、特別弔慰金の支給を継続するための「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の改正法が成立。4月1日から施行、請求受付を開始。

2. 戦没者の慰霊・追悼

洋上慰霊の実施

- 戦後70年時に引き続き、慰霊友好親善事業の一環として船舶借上げによる洋上慰霊を6月に実施(参加遺族218名)。



(令和7年度の様子)

閣僚等による政府建立戦没者慰霊碑の拝礼

- 1月の閣僚懇談会において、厚生労働大臣から閣僚等に対して、海外出張等の機会をとらえて政府建立戦没者慰霊碑を拝礼いただくよう要請。
- 現在までの訪問実績は以下のとおり。
硫黄島戦没者の碑：内閣総理大臣、厚生労働大臣、防衛大臣、外務副大臣
比島戦没者の碑(フィリピン)：内閣総理大臣
西太平洋戦没者の碑(パラオ)：厚生労働大臣、外務副大臣
東太平洋戦没者の碑(マーシャル諸島)：外務大臣政務官

海外・国内民間建立慰霊碑の実態調査

- 海外・国内民間建立慰霊碑の所在・管理者等の実態調査を実施。
- 地方自治体が管理状況不良の民間慰霊碑の移設等を行う場合の事業費を補助(補助率1/2)。令和7年度から補助上限額を1基あたり50万円から100万円に引上げ。

全国戦没者追悼式への参列支援

- 参列遺族の高齢化に伴い、付添職員の参加費用に係る国庫負担を増額。
- コロナ禍前の令和元年まで実施していた18歳未満の遺族による献花補助を再開し、献花補助者には参列旅費を支給。

3. 次世代への記憶継承

平和の語り部事業の実施強化

- 教育現場等で語り部による記憶の継承のための活動を行う民間団体に対する補助事業の予算を大幅に増額し、講話回数を増加するための取組を進めている。

戦後80年シンポジウム等の開催

- 「次世代への戦争記憶承継の在り方」をテーマとして、8月3日にシンポジウムを開催することを通じて、学識経験者や若年世代の方に意見交換いただき、今後の施策・活動に反映。
- 昭和館・しょうけい館において戦後80年特別企画展等を実施中。

若年世代作文コンクールの実施

- 高校生～20歳代の若者を対象に5月から作文を募集中。入賞者は遺族とともに慰霊巡拝へ参加し、更なる記憶継承につなげる。

4. 遺骨収集の集中的な実施

パラオ共和国ペリリュー島での遺骨収集の加速化

- 確認された日本人戦没者の集団埋葬地における遺骨収集を加速化。
※ 5月に厚生労働大臣がパラオ共和国を往訪。集団埋葬地を視察するとともに、担当閣僚に協力を要請。



(集団埋葬地の様子)

遺骨収集に係る広報用動画の作成

- 遺骨収集をより広く周知するため、新たに事業紹介動画を作成。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（令和7年法律第18号）の概要

改正の趣旨

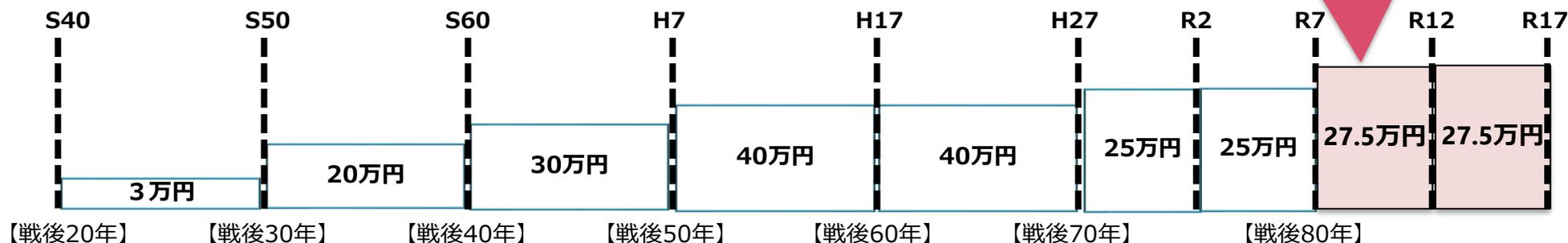
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について、令和7年度以降も支給を継続する等の措置を講ずる。

改正の概要

- 戦後80年に当たる令和7年には、現在償還中の特別弔慰金に係る国債が最終償還を迎えることから、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法を改正し、特別弔慰金の支給を継続。
- あわせて、特別弔慰金の審査請求に係る諮問先を行政不服審査会から審議会等で政令で定めるもの（援護審査会）に変更する等の所要の改正を行う。

【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の概要】（昭和40年度創設）

- 先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後20年、30年、40年、50年、60年、70年といった特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表するため、一定範囲の遺族※（子、兄弟姉妹等）に対して、特別弔慰金を支給。
※ 戦没者等の遺族の中に、恩給法の公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金等を受ける遺族（主として配偶者）がいないとき、先順位者1名に支給。
- 支給は、無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受ける。



施行期日

令和7年4月1日（2回目の記名国債の交付に係る施行期日は令和12年4月1日）

慰霊友好親善事業における洋上慰霊の実施について

- 慰霊友好親善事業（※1）は、戦没者遺児が旧戦域の住民と戦争犠牲者の遺族という共通の立場で交流し、戦争犠牲者の慰霊追悼を行うとともに、現地において友好親善のための記念事業を実施するもの。
- 日本遺族会の要望を踏まえて、戦後80周年となる令和7年度に洋上慰霊を実施する（※2）。

※1 慰霊友好親善事業は、戦没者遺児の要望を受けて平成3年度に創設。

※2 戦後65周年記念事業として平成22年度に、戦後70周年記念事業として平成27年度に船舶を借り上げて洋上慰霊を実施してきた。

令和7年度の洋上慰霊の実施について

日程：令和7年6月1日～11日（11日間）

参加遺族：218名

予算額：2.7億円

船舶：にっぽん丸

慰霊地点（航路）：

東シナ海

→台湾・バシー海峡

→フィリピン西方・東方

→南西諸島等



（洋上慰霊の様子）

閣僚等による政府建立戦没者慰霊碑の拝礼について

- 本年1月の閣僚懇談会において、福岡厚生労働大臣から各閣僚に対し、戦後80年を迎えるに当たり、戦争によって命を落とされた多くの方々に哀悼の意を表すため、海外出張等の機会を捉えて、硫黄島と海外の主要な戦域等ごとの政府建立戦没者慰霊碑への訪問を要請したところ。
- 現在までの訪問実績は以下のとおり。
 - ・硫黄島戦没者の碑：内閣総理大臣、厚生労働大臣、防衛大臣、外務副大臣
 - ・西太平洋戦没者の碑（パラオ）：厚生労働大臣、外務副大臣
 - ・比島戦没者の碑（フィリピン）：内閣総理大臣
 - ・東太平洋戦没者の碑（マーシャル諸島）：外務大臣政務官

硫黄島戦没者の碑で追悼の言葉を述べる石破内閣総理大臣(本年3月)



石破内閣総理大臣が比島戦没者の碑を訪問し、献花(本年4月)

※出典：[令和7年4月30日 フィリピン訪問 - 2日目 - | 総理の一日 | 首相官邸ホームページ](#)



硫黄島戦没者の碑で献水する中谷防衛大臣(本年3月)

※出典：[防衛省・自衛隊：中谷防衛大臣の動静](#)



福岡厚生労働大臣が西太平洋戦没者の碑へ訪問、献花(本年5月)



海外・国内における民間建立慰霊碑等への対応について

これまでの取組と調査の趣旨

- 民間団体等が国内外に建立した戦没者慰霊碑の維持管理は、建立者が行うことが基本であるが、歳月が経過し、建立者や管理者が不明になるなどし管理不良になっているものがある。
- 遺族等関係団体からの要望を受け、これまでも実態把握調査を行い、海外では民間委託事業により、国内では地方自治体への補助事業によって、管理が期待できる公的機関の敷地への移設や現地に埋設する等の施策を講じてきている。
- 遺族関係団体からの要望や前回調査から相当の期間が経過したこと等を踏まえ、改めて調査を行う。

調査の概要

(令和6年度補正予算(令和7年度に繰越):3,100万円)

➤ 海外の民間建立慰霊碑等への調査について

- これまでの外務省、地方自治体、民間団体等における調査の結果把握した慰霊碑等について、改めて管理状況等を確認するための現況調査を行う。加えて、慰霊行事の実施状況も調査する。
- また、現地において、これまでの調査により未把握の慰霊碑等を新たに発見した場合は、その現況調査を行う。
- 本年度は、フィリピン、インドネシア、パプアニューギニア、モンゴルを対象に調査を実施する。継続的な調査を目指す。

➤ 国内の民間建立慰霊碑等について

- 厚生労働省が平成30年に把握した約16,000基の慰霊碑等について、戦友、遺族等に関係する幅広いネットワークを活用し、改めて慰霊碑の管理状況等(慰霊行事の実施状況含む)の現況調査を行う。
- また、これまでの調査により未把握の慰霊碑等を新たに確認した場合は、その現況調査を行う。

(参考) 管理状況不良の民間建立慰霊碑への対応

- 国内の管理状況不良の民間建立慰霊碑について、地方自治体がその移設等を行う場合の事業費を補助(補助率1/2)している。なお、令和7年度から補助上限額を1基あたり50万円から100万円に引き上げている(R7:1,000万円)。
- 海外の管理状況不良の民間建立慰霊碑について、民間委託により移設等の事業を実施している(R7:1,000万円)。



補助金を活用して移設した事例(倉吉市)

平和の語り部事業について

【事業概要】

戦後80年が経過し、戦没者遺児等の戦争体験者の高齢化が進む中、その体験した記憶を確実に次の世代へ受け継ぐことは喫緊の課題であるため、これまで慰霊事業に参加した体験も踏まえ、戦争体験の記憶とあわせて次世代に語り継ぐことで、先の大戦の記憶を風化させることなく、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えていくことを目的として令和6年度より実施。

具体的な事業内容としては、語り部による学校等での語り部活動に対して補助を行うもので、講話の方法としては、①講話型（講義形式）、②対話型（車座等）、③体験型（戦跡、遺構等の見学等）等により実施している。

【予算額】

令和7年度予算 **1.0億円**

※ 事業者は公募により選定（令和6年度及び令和7年度は（一財）日本遺族会）

【事業イメージ】



←①講話型の例

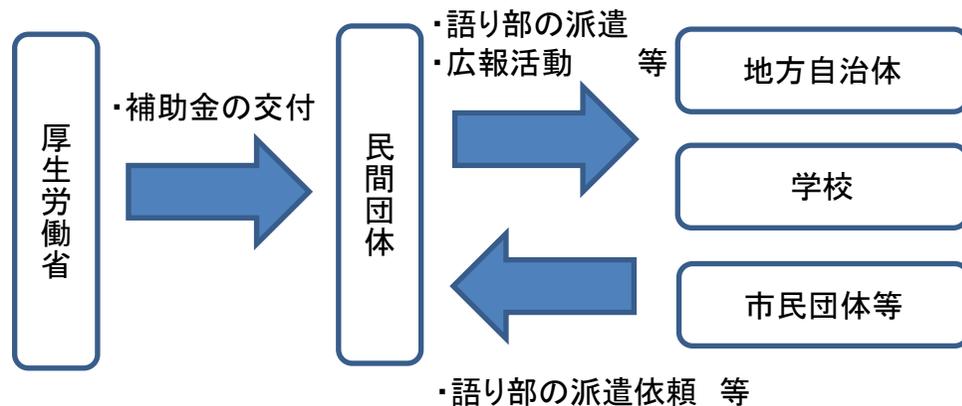


↑②対話型の例



←③体験型の例

【事業スキーム】



戦後80年シンポジウムの開催及び若年世代作文コンクールの実施について

戦後80年シンポジウム等の開催

- 過去・現在・未来のつながりを意識しながら、先の大戦に関する世代を超えた効果的な記憶継承のあり方について議論いただき、多様な主体が記憶継承のあり方について考え、実践する機運を醸成するとともに、今後の施策・活動に反映させるため、若年世代も取り込んだシンポジウム（「戦後80年 記憶の継承シンポジウム」）を開催する。

【日時等】 令和7年8月3日（日）10時～12時

【場 所】 九段会館テラス3階 真珠の間

【定 員】 160名

【プログラム】 前半：シンポジストによる発表
後半：パネルディスカッション

※ 後日、厚生労働省YouTubeにて配信予定

※ 昭和館・しょうけい館においても、別途、戦後80年における企画展等を実施中。

【シンポジスト】

【座 長】 戸部 良一 氏（防衛大学校名誉教授）

【ゲスト】 高橋 文哉 氏（連続テレビ小説「あんぱん」辛島 健太郎役）

大東 潤 氏（日本遺族会 平和の語り部アドバイザー）

加藤 つむぎ 氏（帰還者たちの記憶ミュージアム
（平和祈念展示資料館）学芸マネージャー）

黒沢 文貴 氏（東京女子大学名誉教授）

平本 真子 氏（ひみつ基地ミュージアム
（錦町立人吉海軍航空基地資料館）副館長）

松本 穂高 氏（広島市教育委員会指導主事）

若年世代作文コンクールの実施

- 戦後80年を迎え、戦争を体験された方が少なくなる中、広く国民が戦争の記憶を共有・継承し、その学びを現在、そして未来に生かしていくことが重要。

そこで、若年世代が先の大戦について知り、現在そして未来に生かすことを深く考える機会を設けることを目的として、若年世代を対象とした作文コンクール（「戦後80年 記憶の継承作文コンクール」）を実施する。

【テーマ】 先の大戦に係る記憶を継承し、その学びをどのように現在そして未来に生かしていくか。

【応募期間】 令和7年5月8日（木）～9月30日（火）

【応募資格】 15歳以上29歳以下の方

※ 受賞者のうち希望者には、政府が実施する慰霊巡拝（令和8年2月頃予定。硫黄島を予定）に同行可能。

戦後80年 記憶の継承作文コンクール

戦後80年を迎え、戦争を体験された方が少なくなる中、広く国民が戦争の記憶を共有・継承し、その学びを現在、そして未来に生かしていくことが重要。そこで、若年世代が先の大戦について知り、現在そして未来に生かすことを深く考える機会を設けることを目的として、若年世代を対象とした作文コンクールを実施します。

【テーマ】 先の大戦に係る記憶を継承し、その学びをどのように現在そして未来に生かしていくか。

作文は地方自治体が発行する先の大戦に関する資料（史料館・展示場、しょうけい館、昭和館）や防衛省・デジタル庁が発行する資料（ひみつ基地ミュージアム）や、先の大戦に係る「語り部」の講話や証言集、関連書籍（購入は防衛省のYouTubeチャンネル「語り部の記憶」を通じて、半額送料で提供）を参考に、戦争の歴史を振り返り、感銘を受けたことを書いてください。

【応募期間】 令和7年5月8日（木）～9月30日（火）

※ 当日消用券あり
【応募資格】 日本国内に居住する令和7年4月1日時点で15歳以上29歳以下の方

【賞 額】 厚生労働大臣賞 1名 副賞カード 20,000円
優秀賞 最大8名 副賞カード 10,000円

※ 上記に加え、優秀賞受賞者、令和8年2月頃に、戦後80年を記念した慰霊巡拝に同行する機会を設けます。同行希望者は、応募時「慰霊巡拝希望」欄に「希望」と記載してください。同行希望者には、戦後80年を記念した作文コンクールへの参加費を免除します。

【応募方法】 選考は2次審査方式で行います。1次審査を通過した作品は、審査委員会による2次審査を行います。

問い合わせ先
総務課 〒102-0074 東京都千代田区丸の内1-6-1
TEL 03-3222-2580（受付時間 月曜日～日曜日010:00～17:00）
FAX 03-3222-2581

主催 厚生労働省 協賛 昭和館 協賛 防衛省

パラオ共和国での遺骨収集について

概況

【戦没者概数】

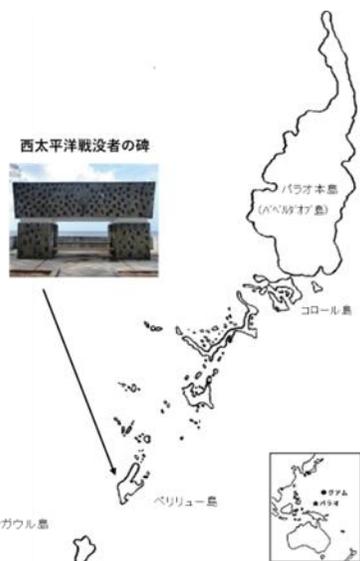
16,200人

- ・ペリリュー島 10,200人
- ・アンガウル島 1,200人

【収容遺骨概数】

9,220柱

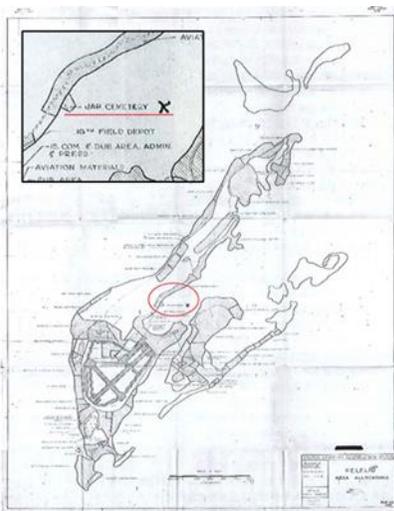
- ・ペリリュー島 7,800柱
- ・アンガウル島 930柱



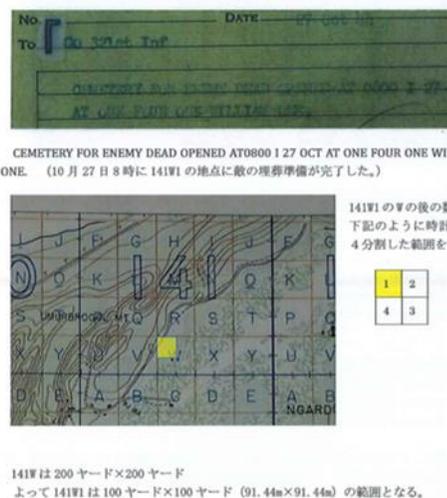
ペリリュー島集団埋葬地

- 平成25年に水戸二連隊ペリリュー島慰霊会がペリリュー島に米軍が造営した集団埋葬地を示す地図を米海軍設営隊博物館から入手。平成26年に厚労省が埋葬者数が1,086名と記された資料を入手。平成29年に厚労省が集団埋葬地の位置情報（グリッド情報）が記載された資料を米国立公文書館から入手。これらの資料を基に現地調査を実施し、令和6年9月に集団埋葬地が確認された。
- これまでに77柱相当のご遺骨を収容（R7年7月時点）。

（集団埋葬地を示す地図）



（位置情報（グリッド情報））



- ・オレンジの部分が31m四方の集団埋葬地と思われる場所。
- ・周囲は鉄杭で囲われている。
- ・赤丸部分で遺骨を発見。

アンガウル島「サイパン日本人墓地」

- 平成27年度に厚労省が「サイパン日本人墓地」（埋葬者数358名）の地点を示す地図と埋葬図面を米国立公文書館から入手。
- 入手資料を基に現地調査を実施し、平成30年度に墓地の地点を特定。これまでに180柱相当の遺骨を収容（R7年7月時点）。

福岡大臣がパラオ共和国で戦没者の慰霊・献花を行い、遺骨収集現場を訪問 ～メトゥール人的資源・文化・観光・開発大臣と会談し、遺骨収集を加速させることで合意～

令和7年5月5日記者発表

福岡資歴厚生労働大臣は、5月4日から6日までパラオ共和国に出張中のところ、本日先の大戦で激戦地となったペリリュー島に日本政府が建立した「西太平洋戦没者の碑」にて、慰霊および献花を行いました。

また、ペリリュー島では、令和6年9月に確認された日本人戦没者の集団埋葬地（米国資料によれば埋葬者数1,086名）等を訪問し、現在進められている遺骨収集作業の現場の状況等を確認しました。

さらに、メトゥール人的資源・文化・観光・開発大臣と会談し、パラオ共和国における遺骨収集事業および日本人戦没者の碑等の維持管理に関するパラオ側の協力を述べました。この会談では、戦後80年が経過する中、ペリリュー島の集団埋葬地における遺骨収集を加速するため、日本側は令和7年度の関係予算を倍増させて集中的に取り組むこととしていますが、令和8年度以降さらに遺骨収集を加速化させるために必要な協力をパラオ側に要請しました。

これに対し、メトゥール大臣からは、令和8年度以降、日本側がペリリュー島の集団埋葬地における遺骨収集の取り組みをさらに強化し、派遣期間を更に倍増し一年間に渡って毎月作業を実施する場合にも対応できるよう、パラオ政府として最大限の協力（※）を行っていく旨の発言がありました。

※ パラオ共和国では、遺骨収集作業に文化歴史保存局（BCHP）の職員がモニタリングのために立ち会います。

厚生労働省は、今回の閣僚会談での合意を踏まえ、集団埋葬地における御遺骨の埋葬状況を見極める必要があるものの、おおむね令和9年度までに御遺骨の収容作業を概了させることを目指して、今後、パラオ共和国政府と緊密に連携しながら、ペリリュー島で確認された集団埋葬地における遺骨収集を加速化させるための取り組みを具体化し、実行していきます。



（「西太平洋戦没者の碑」での拝礼）



（意見交換の様子）



（日本人戦没者の集団埋葬地の遺骨収集作業現場）

平成28年度以降の収容遺骨数（令和7年3月末時点）

- 基本計画に基づき、平成29年度までに各国の公文書館等における資料調査や、現地調査による情報収集を集中的に実施。平成30年度までの情報分析によって得られた情報について、令和元年度から現地調査を実施することとしていた。
- しかし、令和元年度後半以降、新型コロナの影響により殆ど派遣が実施できず、令和4年度から本格的に派遣を再開。

平成28年度以降の収容遺骨数（令和7年3月末時点）

地 域		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
硫黄島	検体	19	17	43	11	46	24	75	66	66
	遺骨					46	24	75	66	66
沖縄	検体	30	7	18	56	57	49	46	61	90
	遺骨					57	49	46	61	90
中部太平洋	検体	89	124	98	265	2	195	74	149	716
	遺骨								2	2
ミャンマー	検体	10	12	30						
	遺骨									
フィリピン	検体								3	13
	遺骨								5	
東部ニューギニア	検体	112	91	42				23	26	65
	遺骨									
ビスマーク・MEIN諸島	検体	326	457	494	5			1	187	186
	遺骨									14
インド	検体		3					7		4
	遺骨									
千島・樺太・アリューシャン	検体	7	18	2	7					2
	遺骨									
中国東北地方 (モンゴル含む)	検体	20							21	21
	遺骨									
旧ソ連	検体	267	209	112	61			1	13	50
	遺骨									
その他	検体	6	1				2		4	75
	遺骨									
合 計	検体	886	939	839	405	103	270	227	517	1,288
	遺骨					105	75	121	142	204

・本表は、収容した遺骨を戦没地域別に整理したものである。

・一部について鑑定中の遺骨があり、数値に変更が生じる可能性がある。

注) 令和2年5月に遺骨収集事業等の抜本的な見直しを行い、まずは検体のみを日本に送還しDNA鑑定を実施し、所属集団判定（日本人の遺骨であるか否かの判定）を行った後に日本人と判定された遺骨について日本に送還することとしたことを踏まえ、令和2年度以降については、上段に検体を日本に送還した数を記載し、下段に遺骨を日本に送還した数を記載している。